

11.2 金融サービス章留保表（附属書 III）

日本

石川直樹 *

高宮雄介 **

I. 現在留保（附属書 III セクション A）

金融サービス章における日本の中央政府レベルでの現在留保のうち、主な内容は以下の通り。

分野 ¹	留保対象義務／概要
銀行業及びその他の金融サービス（保険サービスを除く）	内国民待遇（11.3 条） 預金保険法 2 条に基づき、預金保険制度は外国銀行の支店が有する預金には適用されない。
保険及び保険関連サービス	国境を越える貿易（11.6 条） 保険業法 185 条、186 条、275 条、276 条、277 条、286 条、287 条、保険業法施行令 19 条及び 39 条 2 項、保険業法施行規則 116 条及び 212 条 6 項に基づき、次の事項及びそれに伴う債務に関する保険契約については、原則として、商業拠点（第 3 モード）を通じて行わなければならない。 a. 日本に輸送される物品 b. 国際海上輸送に用いられない日本船籍の船舶

II. 包括的留保（附属書 III セクション B）

金融サービス章における日本の中央政府レベルでの包括的留保のうち、主な内容は以下の通り。

* いしかわ なおき／弁護士・森・濱田松本法律事務所

** たかみや ゆうすけ／弁護士・森・濱田松本法律事務所

¹ 本解説において、分野とは、金融サービス分野（Financial Services Sector）中の詳細分野（Sub-Sector）を指す。

分野	留保対象義務／概要
<p>保険及び保険 関連サービス</p>	<p>内国民待遇（11.3条）、国境を越えた貿易（11.6条）</p> <p>保険業法 185条、186条、275条、276条、277条、286条、287条、保険業法施行令 19条及び 39条 2項、保険業法施行規則 116条及び 212条 6項に関連し、保険及び保険関連サービスに関して 11.1条（定義）に定める「金融サービスの国境を越えた供給」の(b)に定義された金融サービスの国境を越えた供給又は取引について、次の各サービスを除き、他の締約国において設立された本体により、仲介業者を通じて、又は仲介業者として、国境を越えて金融サービスを提供する事業者に対し、あらゆる手段を設け又は維持する権利を留保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 下記に関する危険に関する保険 <ul style="list-style-type: none"> i. 海上運送、商業航空輸送、宇宙空間への打上げ及びその貨物（衛星を含む）に関し、運送される物品、物品を運送するための運送機器及びそれにより生じる責任の一部または全部を対象とする保険、及び ii. 国際運送における物品、及び b. 再保険、再々保険、11.1条（定義）に定める「金融サービス」の(d)に定義された保険に付随したサービス

III. 備考および更新情報

該当情報なし。